

の う ゆ う ち く か っ せ い か け い か く
農友地区活性化計画

愛媛県
愛媛県西予市

平成23年3月

1 活性化計画の目標及び計画期間

計画の名称	農友地区活性化計画	市町村名	西予市	地区名	農友	計画期間	平成23年度～平成26年度
都道府県名	愛媛県						

目標：

本事業の実施により、維持管理の負担軽減と農作物生産の安定化を図り、農作業の共同化の促進と農業用排水施設等の整備・保全により、計画区域内の世帯数の減少を抑えることとし、7世帯減(H19→H22)となった世帯減少数を、5世帯(H23→H26)までに抑えることを目指す。

目標設定の考え方

地区の概要：

当地区が属する西予市野村町は、愛媛県南部の中山間に位置し、四国山脈に連なる四国カルストの源氏ヶ駄馬(標高1,400m)をはじめとする急峻な山々に囲まれている。

これらの山々から、本町を貫流する愛媛県最大の河川、肱川とその支流に注ぐ多数の小河川が複雑な地形を形成している。

このため、平坦地は少なく肱川流域の段丘地帯の傾斜地を拓き集落が散在している。

厳しい地形条件ではあるが、比較的温暖な気候(平均気温14度、平均降雨量1,900mm、無霜期間210日)に恵まれ、米、野菜、畜産、葉たばこ等を基幹作物とし、地域農業の振興を図っている。

現状と課題

計画地区は、中山間地域の農山村であり、ほ場整備事業等生産基盤の整備を積極的に進め、水稻を中心とし葉たばこ・きゅうり等の生産を行っている。

また、地域の伝統行事や収穫祭等の交流事業にも取り組み、後継者育成のための住みよい集落環境づくりを目指し地域営農を推進している。

しかし、近年、過疎化や耕作者の高齢化により、地域での施設維持管理が困難な状況となっているため、今後、農地の耕作放棄地化が懸念される現状となっている。

今後の展開方向等

①農業用排水施設等の整備により、維持管理の負担軽減を図り、農産物の生産性向上と後継者が定住しやすい集落環境整備を推進する。

2 目標を達成するために必要な事業及び他の地方公共団体との連携

(1) 法第5条第2項第3号に規定する事業

市町村名	地区名	事業名(事業メニュー名)	事業実施主体	交付金希望の有無	法第5条第2項第 3号イ・ロ・ハ・ニ	備考
					の別	
西予市	農友	基盤整備(農業用排水施設)	西予市	有	イ	実施期間H23~H25
西予市	東宇和東部	中山間地域総合整備事業	愛媛県	無	イ	実施期間H16~H24
西予市	貝吹蔵良	畑地帯総合整備事業(担い手支援型)	愛媛県	無	イ	実施期間H16~H24

(2) 法第5条第2項第4号に規定する事業・事務

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	交付金希望の有無	備考
		該当なし			

(3) 関連事業(施行規則第2条第3項)

市町村名	地区名	事業名	事業実施主体	備考
		該当なし		

(4) 他の地方公共団体との連携に関する事項

該当なし

3 活性化計画の区域

農友地区(愛媛県西予市)	区域面積	2,043ha
区域設定の考え方		
①法第3条第1号関係: 当該区域の面積2,043haのうち農林地面積は1,912haで94%を占め、就業人口2,323人のうち農林漁業従事者は361人と15.5%を占めており、第1次産業が主産業となっている。		
②法第3条第2号関係: H19からH21における人口は、142人(4,471人→4,329人)、約3%減少している。 また、地区内人口4,329人中65歳以上の人が1,417人を占め、高齢化傾向(高齢化率約33%)がみられることから、地域の活性化のためには定住を図り交流を進めることが必要不可欠である。		
③法第3条第3号関係: 計画区域は、市街化・用途区域、市街地を形成している区域は含んでいない。		

6 活性化計画の目標の達成状況の評価等

活性化計画終了翌年度の平成27年度に、愛媛県農地整備課及び西予市農林水産課において、平成26年度末における計画区域内の世帯数を指定地区別世帯数調べにより検証し、5世帯を下回っていないことを確認する。

現状：H19年 1,765世帯

↓ 7世帯 減となった。

H22年 1,758世帯

計画：H23年

↓ 5世帯 よりも減らさない。

H26年

農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
えひめけん 愛媛県(代表)	H23～H26
えひめけんせいよし 愛媛県西予市	

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
愛媛県農林水産部農地整備課	089-941-2111	089-912-2534	nouchiseibi@pref.ehime.jp
愛媛県西予市農林水産課	0894-62-6409	0894-62-6340	nourindoboku@city.seiyo.ehime.jp

I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
定住等の促進に資する 農業用排水施設等の機能の確保	38.3ha	計画区域における農業用排水施設の機能の確保 (ha) =計画区域における農業用排水施設等の整備・保全により条件整備され、機能が確保された 農地の面積 (ha) =38.3ha
事業活用活性化計画目標の設定根拠 農業用排水施設を整備することにより、農業用水の供給機能の確保と生産基盤機能が回復し、維持管理に費やしていた営農労力を品質向上への労力に転換することが可能となるため、農家経営の安定が期待できる。 よって、これらの基盤条件の改良を行う農業用排水施設等の整備面積を数値目標として設定する。 農業用排水施設受益面積 A=38.3ha		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
事業活用活性化計画目標の設定根拠		

(参考様式2)

事前点検シート

計画主体名	愛媛県 愛媛県西予市	
計画期間 実施期間	H23年～H26年 H23年～H25年	総事業費(交付金) 65,000千円(35,750千円)

1 計画全体について

項目	チェック欄	判断根拠
目標及び事業活用活性化計画目標が、農山漁村の活性化のための定住等及び地域間交流の促進に関する法律及び同法に基づき国が策定する基本方針と適合しているか	○	本計画の目標は、農業用排水施設の整備により定住等の促進に資する農業用排水施設等の機能を確保することとし、これにより農業従事者の定住化を図り、地区内の世帯数減少率の低減を目指すことから、農山漁村の活性化のための定住化及び地域間交流の促進に資する内容となっているので、法及び基本方針に適合している。
市町村振興計画、農業振興地域整備計画、土地改良事業計画、森林・林業基本計画、特定漁港漁場整備事業計画その他各種関連制度・施策との連携、配慮、調和等が図られているか	○	愛媛の農業農村整備事業展開方向の基本方針、重点項目及び過疎地域自立方針と合致しており、また、西予市においては西予市総合計画、農業振興地域整備計画及び土地改良事業等の施策と連携、調和を図っている。
活性化計画及び交付対象事業別概要は関係農林漁業者をはじめとした地域住民等の合意形成を基礎としたものになっているか	○	活性化計画及び交付対象事業別概要は、地元要望を基に西予市の各種計画に基づき計画しているものであり、また、土地改良法に基づく受益者の同意も得て、地域住民等の合意形成を基礎としたものになっている。
事業の推進体制は確立されているか	○	平成19年に農友地区建設委員会を設立して、事業実施に向けて取り組んでいる。また、地元要望に伴う説明会を実施済みで、土地改良法に基づく受益者の同意も得ており、推進体制は整備されている。
目標及び事業活用活性化計画目標と事業内容の整合性が確保されているか	○	定住等の促進に資する農業用水路の機能確保を図るために、整備しようとするものであり、これにより農業従事者の定住化を図り、地区内の世帯数減少率の低減を目指すことから、整合性は確保されている。
計画期間・実施期間は適切か	○	総事業費が65,000千円であり、事業費から検討して実施期間を3年とし、実施効果発揮の猶予期間として計画期間を4年としたものであり、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	交付金要望額＝35,750千円 交付限度額＝事業費65,000千円×交付算定交付率55%＝35,750千円であり範囲内である。

2 個別事業について

項目	チェック欄	判断根拠
自力若しくは他の助成によって実施中又は既に完了した施設等を本交付金に切り替えて交付対象とするものでないか	○	今回、新規に取り組む事業である。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の運用に定める基準を満たしているか	—	該当なし。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	農林畜水産業関係補助金等交付規則により、コンクリート水路 30年である。

事業による効果の発現は確実に見込まれるか		
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金費用対効果算定要領(平成19年8月1日付け19企第106号農林水産省大臣官房長通知)により適切に行われているか)	○	費用対効果算定要領及び土地改良の効果算定マニュアルに基づき適切に算定している。
上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	総費用総便益比 2.03 ≥ 1.0(農業用排水施設)
事業内容、事業実施主体等については実施要綱等に定める要件等を満たしているか	○	要件類別7の条件のうち、市が事業主体であることと、当該地域、受益面積の合計が38.3haとなり、5ha以上であり、かつ、農業用排水施設の整備・保全本が見込まれるため、要件を満たしている。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用のおそれがないか	○	個人に対する交付ではない。また、西予市が施工し、農友地区の水利組合が施設の持続的な維持保全活動を行うため、目的外使用のおそれはない。
施設等の利活用の見直し等は適正か		
地域間交流の拠点となる施設にあっては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	—	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況等を踏まえているか	—	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	—	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	—	
事業費積算等は適正か		
過大な積算としていないか	—	土地改良事業等請負工事価格積算要領に基づいて算出している。
建設・整備コストの低減に努めているか	—	経済比較を行い安価な工法を採用し、コスト縮減に努めている。
附帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	附帯施設を交付対象としていない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	備品を交付対象としていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農林漁業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	既存の施設改修であるため適切である。
施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	既存の施設用地内で実施予定のため、用地確保は必要なし。
体験交流機能に加え宿泊機能を備えた施設を整備する場合には、実施要領の運用に定める基準を満たすとともに、その必要性を十分に検討しているか	—	
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か		

処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」(平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、総合食料局長、経営局長通知)別記Ⅱの第1の2の(4)のウの基準に照らし適正であるか	—	
地域間交流拠点については、延べ床面積㎡当たり29万円以内かつ延べ床面積1,500㎡以内であるか	—	
事業実施主体の負担(起債、制度資金の活用等を含む)について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	財政計画に基づき、計画的な事業実施計画を策定しており、予算措置は適正に行われている。
入札方式は一般競争入札若しくはこれと同等の方法によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付し難い場合は、理由は明確か	○	西予市入札実施要綱により基づき適切に行うこととしている。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか		
維持管理計画は適正か(施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか)	○	事業完了後は、農友地区の水利組合において、管理運営規則を制定し適正に管理する。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費で5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	—	該当なし。
他の事業との合体施行等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	他の事業との合体施工等の予定はない。
他の事業への重複申請(予定も含む)はないか(ある場合には、事業名を記載すること)	—	他の事業への重複申請の予定はない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。

2 事前点検シートは、公表するものとする。判断の根拠となった資料についてもあわせて公表するものとする。